

●国際活動センターからのお知らせ

担当:外国情報部 山田くみ子

保護対象からの除外／コンピュータプログラムそれ自体の特許性／進歩性
HTC Europe Co.Ltd, v Apple Inc. and Apple Inc. v HTC Corporation
[2013] EWCA Civ 451, 3 May 2013 Richards, Lewison and Kitchin LJ

1. 事件の経過

本控訴は、2012年7月4日付になされた High Court (Patent Court)における Floyd J の判決に対する控訴である。High Court では、HTC Europe Co. Ltd. and HTC Corporation (HTC) and Apple Inc (Apple) の間で、Apple 所有の4件の特許権をについて争われた。しかし、本控訴では、4件のうちの2件、欧州特許 2098948 (948 特許) 号と 1964022 (022 特許) 号のみについて争われた。

原審では、Floyd J は 948 特許の請求項 1 及び 2 は、コンピュータプログラムそれ自体であるから、無効であるとした。Floyd J は、また請求項 1 は、一般共通知識の観点から、自明性においても無効だとした。Apple はこれら両方の判断について控訴した。また、022 特許について Floyd J は、すべての請求項が無効だとし、いくつかは新規性欠如、残りは進歩性がないとした。Apple は請求項 5 及び 17 についての、“Neonode” とよばれる公知のデバイスに基づく自明性欠如についてのみ、控訴した。

2. 特許の概要

(1) 948 特許

一度に受ける複数のタッチに反応することができるタッチスクリーンを有するコンピュータデバイスに関する特許。スクリーン内のビューをマルチタッチビューかシングルタッチビューかで構成することができ、一度に複数のスクリーンへのタッチがあった場合に、そのビューがマルチタッチビューかシングルタッチビューかによって、選択的にタッチイベントを送信する。

(2) 022 特許

タッチスクリーンを有するコンピュータデバイスのアンロック方法に関する特許。ユーザインターフェースロック状態にあるときに、タッチスクリーンへの接触を検出し、その接触が所定のジェスチャーに対応する場合は、ユーザインターフェースアンロック状態にし、所定のジェスチャーに対応しない場合は、ユーザインターフェースロック状態を維持する。

3. 判決の概要

(1) 948 特許に関する保護対象からの除外

関連する判例 (Aerotel, Gale’s, Symbian 等) を要約したあと、Kitchin LJ は Lewison J による判決である AT&T Knowledge Ventures LP’s Patent Application [2009] EWHC 343 (Pat),

[2009]FSR19 で設定された“指針”を提示した。

50 AT&T Knowledge Ventures LP’s Patent Application [2009] EWHC 343 (Pat), [2009]FSR19 において、Lewison J は Aerotel や Symbian において参照された多くの決定をレビューし、有用な指針として下記を導出した。

- i) クレームされた技術的効果は、コンピュータの外で実行されるプロセスの指針における技術的効果であるかどうか
- ii) クレームされた技術的効果はコンピュータのアーキテクチャのレベルで動作するものかどうか、つまり、アプリケーションの動作やデータ処理と無関係に効果が作り出されるのか否か
- iii) クレームされた技術的効果は、新しい方法でコンピュータを動作させるような結果が生じるかどうか
- iv) コンピュータのスピードが増したり、信頼性が向上したりするかどうか
- v) 単に回避されるのではなく、認識される課題がクレームされた発明によって克服されているかどうか

しかし、Kitchin LJ と Lewison LJ 双方ともに、Gemstar-TV Guide International Inc v Virgin Media Ltd [2009] EWHC 3068 (Ch), [2010] RPC 10 における Mann J の判決で設定された4番目の指針は、AT&Tのものよりもより適切だろうと考えた。

Lewison LJ の見解は以下の通りである

150 これらの指針のうちの4番目は、より厳しく表現されている。Gemster 判決では42パラグラフで Mann J は言っている。“もし、コンピュータとしてより効率的、効果的に動くという意味で、もしプログラムがコンピュータをよりよいコンピュータにするのであれば、関連する技術的効果といえる。”私は、改善をコンピュータのスピード又は信頼性に制限するよりも良い指針だと考える。

主判決において、Kitchin LJ は、以下のように判示した。

51 私は、本判決の Lewison LJ の判決のドラフトを読む恩恵を受けた。私は謹んで Gemstar-TV Guide International Inc v Virgin Media Ltd [2009] EWHC 3068 (Ch), [2010] RPC 10 における Mann J の判決について彼の洞察を含め、彼の判決に賛同している。彼は、4番目の指針として、プログラムがコンピュータをより効果的又は効率的なコンピュータとさせているかどうかというより制限的でない質問を採用した。本当に、これは、私にとっては、発明がコンピュータのなかの技術的問題を解決するかどうかという未だ広い質問に対するもう一つのイメージだったのである。

従って、このアプローチは、948 特許及び 022 特許の保護対象に対して採用され、Floyd J

の第一審判決を参照して、Kitchin LJは言及した。

56 私は、彼が行った理由づけと結論に誤ってたどり着いたと考えている。特許が述べている課題、つまり、新しいマルチプルタッチデバイスの一つに対して同時に起こるマルチプルタッチにどう対処するかという課題は、元来技術的である。

57 第二に、この課題の解決法は、そのようなデバイスのスクリーンを複数のビューに分割し、各ビューを特別な機能性をもったフラグを用いてマルチタッチビューとしてまたはシングルタッチビューとして構成するという方法である。この解決法は、ソフトウェアで具現化しているといっただけだが、私が説明したように、現状の特許できる基準に従って特許できる発明が、コンピュータプログラムで実装されているからといって特許されなくなるということはない。第一審の判事は、発明がソフトウェアにより実装されたことに焦点を当て、実体については、みないように目をつぶっていたのだ。課題とその解決法が必然的に技術的であることを発見していれば特許できないとはしなかつたらう。

58 第三に、本発明の実質的な利益は、第三者のプログラマーも含めたアプリケーションプログラマーにとって新しく改良されたインターフェースを提供し、マルチタッチデバイスのためのアプリケーションソフトウェアをより容易に作れるようにしたことである。デバイスは、本当の実用的感覚では、改良されたデバイスである。これは、異なるアプリケーションプログラムが動いているからではなく、デバイスとして、プログラマーにとってより容易に使えるようになったからである。

そして、本発明は保護対象から除外されるものではないと結論付けた。

自明性

HTC は、948 特許は誰もが知っている一般的な知識によって、また Jazz Mutant Lemur と Zotov という二つの公知のシステムによって無効であると強く主張した。

Kitchin LJは、第一審のFloyd Jがとったアプローチに賛同し、自明であったとしてクレーム1に関する控訴を棄却した。しかし、コンピュータプログラムそれ自体に関して自明でも無効でもないクレーム2に関しては、控訴を認めた。

022 特許に関しては、Kitchin LJは、Floyd Jのクレーム5と17はNeonode デバイスの観点から自明であったとの結論を支持し、そしてこれらのクレームに関する控訴は棄却した。

以上